

## 知床らうす深層水利活用協議会規約

### (名称)

第 1 条 本会は、知床らうす深層水利活用協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 この会則は、会員相互の協調の基に羅臼町と連携し、知床らうす深層水（以下「深層水」という。）を利活用した深層水商品等のブランドイメージの確立と高揚を図るために必要な事業を推進することにより、海洋深層水産業の活性化に資することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登録商標（「知床らうす深層水」「Wのロゴマーク」等）の使用に関する事業
- (2) 深層水使用商品のPR及び販路拡大に関する事業
- (3) 深層水使用商品の品質管理に関する事業
- (4) 会員相互の情報交換に関する事業
- (5) その他、協議会の目的達成のために必要な事業

### (協議会の構成)

第 4 条 協議会は、北海道目梨郡羅臼町で取水される深層水を産業分野で利活用する企業、団体及び個人（以下「会員」という。）をもって構成する。

### (役員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 5名以内
- (4) 監事 2名以内

### (役員任期)

第 6 条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (会長、副会長、監事)

第 7 条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長の職務を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は協議会の会計を監査し、総会において結果を報告する。

### (総会及び理事会の招集)

第 8 条 総会及び理事会は会長が招集する。

- 2 会議を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議決事項)

第 9 条 総会は本規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び変更
- (2) 事業報告及び事業実績報告の承認
- (3) 事業特別会費の徴収に関する事項
- (4) その他協議会の運営に関し、理事が必要と認める事項

( 理事会の議決事項 )

- 第 10 条 理事会は次の事項を議決する。
- ( 1 ) 総会に付議する事項
  - ( 2 ) その他本協議会の運営に関し、理事が必要と認める事項

( 議長 )

- 第 11 条 総会及び理事会の議長は、会長があたる。

( 会議の議決 )

- 第 12 条 総会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

( 顧問 )

- 第 13 条 協議会に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、第 3 条各号に掲げる事項について、意見を述べるすることができる。

( 経費 )

- 第 14 条 協議会の経費は、入会金、会費、寄付金及び雑入をもってあてる。
- 2 協議会に入会する会員は、入会金 10,000 円を納めるものとする。
  - 3 会員は、年会費として年間一口 10,000 円を下限とし、口数は会員に委ねる。
  - 4 登録商標の使用に関しては「知床らうす深層水登録商標に関する条例」及び「知床らうす深層水登録商標に関する条例施行規則」に定めるところにより使用し、会員は、羅臼町が所有する登録商標の使用料として年間 10,000 円を納め、協議会は会員から納入があった登録商標の使用料を羅臼町に納めるものとする。
  - 5 退会時において、既に徴収している入会金、会費は返却しないものとする。
  - 6 営利目的でない団体等であって、知床らうす深層水の普及に寄与すると理事会で認められるものについては、第 3 項の規定にかかわらず、会費を無料とすることができる。

( 事業及び会計年度 )

- 第 15 条 協議会の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

( 事務局 )

- 第 16 条 協議会の事務局を、羅臼町水産商工観光課に置く。

( 細則 )

- 第 17 条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

( 附則 )

- 1 この規約は、協議会設立の日から施行する。
- 2 協議会設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 3 協議会設立当初の入会金、年会費及び登録商標の使用料は、第 14 条の規定による。ただし、協議会設立当初に協議会の前身である知床らうす深層水利用者協議会会員にあっては、第 14 条第 2 項の規定にかかわらず、入会金を免除する。
- 4 協議会設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、協議会設立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。